

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
7-78 側方灯 7-78-1 装備要件 次の各号に掲げる自動車の両側面には、側方灯又は側方反射器を備えなければならない。(保安基準第35条の2第1項関係) ① 長さが6mを超える普通自動車 ② 長さ6m以下の普通自動車である牽引自動車 ③ 長さ6m以下の普通自動車である被牽引自動車 ④ ポール・トレーラ 7-78-2 性能要件（視認等による審査） (1) 側方灯は、夜間に自動車の側方にある他の交通に当該自動車の長さを示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第35条の2第2項関係、細目告示第48条第1項関係、細目告示第126条第1項関係) ① 側方灯は、夜間側方150mの距離から点灯を確認できるものであり、かつ、その照射光線は、他の交通を妨げないものであること。 この場合において、その光源が3W以上30W以下で照明部の大きさが10cm²以上であり、かつ、その機能が正常である側方灯は、この基準に適合するものとする。 ② 側方灯の灯光の色は、橙色であること。 ただし、後部に備える側方灯であって尾灯、後部上側端灯、後部霧灯、制動灯又は後部反射器と構造上一体となっているもの又は兼用のものにあつては、赤色であつてもよい。 ③ 長さ6mを超える自動車に備える側方灯の照明部は、側方灯の中心を通り自動車の進行方向に平行な水平線を含む、水平面より上方10°の平面及び下方10°の平面並びに側方灯の中心を含む、自動車の進行方向に直交する鉛直面より側方灯の前方向45°の平面及び後方向45°の平面により囲まれる範囲において全ての位置から見通すことができるものであること。 この場合において、「全ての位置から見通すことができる」とは、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.4.の規定により審査したときに、対象となる照明部のうち、少なくとも①に規定する照明部の大きさを有する部分を見通せることをいう。 ④ 長さ6m以下の自動車に備える側方灯の照明部は、側方灯の中心を通り自動車の進行方向に平行な水平線を含む、水平面より上方10°の平面及び下方10°の平面並びに側方灯の中心を含む、自動車の進行方向に直交する鉛直面より前方向30°の平面及び後方向30°の平面により囲まれる範囲において全ての位置から見通すことができるものであること。 この場合において、「全ての位置から見通すことができる」とは、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.4.の規定により審査したときに、対象となる照明部のうち、少なくとも①に規定する照明部の大きさを有する部分を見通せることをいう。	8-78 側方灯 8-78-1 装備要件 次の各号に掲げる自動車の両側面には、側方灯又は側方反射器を備えなければならない。(保安基準第35条の2第1項関係) ① 長さが6mを超える普通自動車 ② 長さ6m以下の普通自動車である牽引自動車 ③ 長さ6m以下の普通自動車である被牽引自動車 ④ ポール・トレーラ 8-78-2 性能要件（視認等による審査） (1) 側方灯は、夜間に自動車の側方にある他の交通に当該自動車の長さを示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第35条の2第2項関係、細目告示第204条第1項関係) ① 側方灯の照射光線は、他の交通を妨げないものであること。 ② 側方灯の灯光の色は、橙色であること。 ただし、後部に備える側方灯であつて尾灯、後部上側端灯、後部霧灯、制動灯又は後部反射器と構造上一体となっているもの又は兼用のものにあつては、赤色であつてもよい。

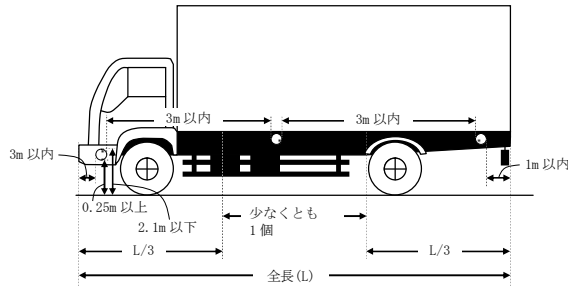
第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
⑤ 側方灯は、灯器が損傷し、又はレンズ面が著しく汚損しているものでないこと。 (2) 次に掲げる側方灯であって、その機能を損なう損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。(細目告示第126条第2項関係) ① 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた側方灯 ② 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている側方灯又はこれに準ずる性能を有する側方灯 ③ 法第75条の3第1項の規定に基づき装置の指定を受けた側方灯又はこれに準ずる性能を有する側方灯 7-78-3 取付要件（視認等による審査） (1) 側方灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第35条の2第3項関係) この場合において、側方灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第48条第2項関係、細目告示第126条第3項関係) ① 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備える側方灯は、その照明部の上縁の高さが地上2,100mm以下、下縁の高さが地上250mm以上となるように取付けられていること。 ② 二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える側方灯は、その照明部の中心が地上2,000mm以下となるように取付けられていること。 ③ 長さ6mを超える自動車（⑧に規定する自動車を除く。）に備える側方灯は、その照明部の間隔が3,000mm以内（除雪及び土木作業その他特別な用途に使用される自動車に備える側方灯でその自動車の形状、構造、デザイン及び操作性により側方灯の照明部の間隔が3,000mm以内に取付けることができないものにあつては、取付けることができる4,000mm以内の位置）となるよう取付けられていること。 ④ 長さ6mを超える自動車（⑧に規定する自動車を除く。）に備える側方灯は、少なくとも左右それぞれ1個の側方灯が、その照明部の最前縁が自動車の前端から当該自動車の長さの3分の1以上となり、かつ、その照明部の最後縁が自動車の後端から当該自動車の長さの3分の1以上となるように取付けられていること。 ⑤ 長さ6mを超える自動車（⑧に規定する自動車を除く。）に備える側方灯のうち最前部に取付けられたものの照明部の最前縁は、自動車の前端から3,000mm以内（セミトレーラにあつては自動車の前端から4,000mm以内、除雪及び土木作業その他特別な用途に使用される自動車に備える側方灯でその自動車の構造上自動車の前端から3,000mm以内に取付けることができないものにあつては、取付けることができる自動車の前端に近い位置）となるように取付けられていること。 ⑥ 長さ6mを超える自動車（⑧に規定する自動車を除く。）に備える側方灯のうち最後部に取付けられたものの照明部の最後縁は、自動車の後端から1,000mm以	③ 側方灯は、灯器が損傷し、又はレンズ面が著しく汚損しているものでないこと。 (2) 側方灯の機能を損なう損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。(細目告示第204条第2項関係) 8-78-3 取付要件（視認等による審査） (1) 側方灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第35条の2第3項関係) この場合において、側方灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第204条第3項関係) ① 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備える側方灯は、その照明部の下縁の高さが地上250mm以上となるように取付けられていること。

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

内（除雪及び土木作業その他特別な用途に使用される自動車に備える側方灯でその構造上自動車の後端から 1,000mm 以内に取り付けることができないものにあつては、取り付けができる自動車の後端に近い位置）となるように取り付けられていること。

長さが 6m を超える自動車

（参考図）

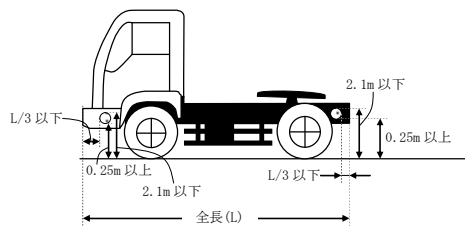


（編注：前後の側方灯の内側が基点となる。）

- ⑦ 長さが 6m 以下の自動車の両側面に備える側方灯は、前部に備える場合にあつてはその照明部の最前縁と自動車の前端までの距離が自動車の長さの 3 分の 1 以内（除雪及び土木作業その他特別の用途に使用される自動車に備える側方灯であつて、その自動車の構造上自動車の前端から 3 分の 1 以内に取り付けることができないものは、取り付けができる自動車の前端に近い位置）となるように、また、後部に備える場合にあつてはその照明部の最後縁と自動車の後端までの距離が自動車の長さの 3 分の 1 以内（除雪及び土木作業その他特別な用途に使用される自動車に備える側方灯でその構造上自動車の後端から 3 分の 1 以内に取り付けることができないものにあつては、取り付けができる自動車の後端に近い位置）となるように前部又は後部に取り付けられていること。

長さが 6m 以下の自動車

（参考図）



- ⑧ 長さが 6m を超え 7m 以下の自動車（専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員 10 人未満の自動車に限る。）の両側面に備える側方灯は、前部に備える側方灯のその照明部の最前縁と自動車の前端までの距離が 3,000mm 以内となるように、かつ、後部に備える側方灯のその照明部の最後縁と自動車の後端までの距離が自動車の長さの 3 分の 1 以内となるように前部及び後部に取り付けられなければならない。

- ⑨ 側方灯は、運転者席において消灯できない構造又は前照灯、前部霧灯若しくは車幅灯のいずれかが点灯している場合に消灯できない構造であること。

ただし、道路交通法第 52 条第 1 項の規定により前照灯を点灯しなければならない場合以外の場合において、前照灯又は前部霧灯を点灯させる場合に側方灯が点灯しない装置を備えることができる。

第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

（改造等による変更のない使用過程車）

- ② 側方灯は、運転者席において消灯できない構造又は前照灯、前部霧灯若しくは車幅灯のいずれかが点灯している場合に消灯できない構造であること。

ただし、道路交通法第 52 条第 1 項の規定により前照灯を点灯しなければならない場合以外の場合において、前照灯又は前部霧灯を点灯させる場合に側方灯が点灯しない装置を備えることができる。

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
また、方向指示器又は補助方向指示器と兼用の側方灯にあっては方向指示器又は補助方向指示器を作動させている場合に当該作動中の方向指示器又は補助方向指示器と兼用の側方灯が消灯する構造であり、前面又は後面に備える方向指示器の性能を補完する側方灯（二輪自動車及び側車付二輪自動車に備えるものを除く。）にあっては方向指示器又は補助方向指示器を作動させている場合に当該作動中の方向指示器又は補助方向指示器と同時に点滅する構造でなければならない。 ⑩ 方向指示器又は補助方向指示器と兼用の側方灯以外の側方灯は、非常点滅表示灯を作動させている場合においては、当該非常点滅表示灯と同時に点滅する構造とすることができる。 ⑪ 側方灯の直射光又は反射光は、当該側方灯を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものでないこと。 ⑫ その灯光の色が赤色である側方灯は、前方を照射しないように取付けられていること。 ⑬ 側方灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等 7-78-2 (1)（大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）にあっては、7-78-2 (1) ③及び④に係る部分を除く。）に掲げる性能（側方灯のH面の高さが地上 750mm 未満となるように取付けられている場合にあっては、7-78-2 (1) ③及び④の基準中「下方 10°」とあるのは「下方 5°」とし、専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって乗車定員が 10 人未満のもの若しくは貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって車両総重量 3.5t 以下のものの前部又は後部に取付けられる側方灯（灯光の色が橙色であるものに限る。）が前面又は後面に備える方向指示器の性能を補完する性能を有する場合にあっては 7-91-2 (1) ③表アの基準中「外側方向 80°」とあるのは「外側方向 45°」とする。）を損なわないように取付けられなければならない。 ただし、自動車の構造上、7-78-2 (1) ③及び④に規定する範囲において、全ての位置から見通すことができるように取付けることができない場合にあっては、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.4.の規定により審査したときに、可能な限り見通すことができる位置に取付けられていること。 (2) 次に掲げる側方灯であってその機能を損なう損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。（細目告示第 126 条第 4 項関係） ① 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた側方灯 ② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている側方灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている側方灯又はこれに準ずる性能を有する側方灯 ③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づき灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置について装置の指定を受けた自動車に備える側方灯と同一の構造を有し、	また、方向指示器又は補助方向指示器と兼用の側方灯にあっては方向指示器又は補助方向指示器を作動させている場合に当該作動中の方向指示器又は補助方向指示器と兼用の側方灯が消灯する構造であり、前面又は後面に備える方向指示器の性能を補完する側方灯（二輪自動車及び側車付二輪自動車に備えるものを除く。）にあっては方向指示器又は補助方向指示器を作動させている場合に当該作動中の方向指示器又は補助方向指示器と同時に点滅する構造でなければならない。 ③ 方向指示器又は補助方向指示器と兼用の側方灯以外の側方灯は、非常点滅表示灯を作動させている場合においては、当該非常点滅表示灯と同時に点滅する構造とすることができる。 ④ 側方灯の直射光又は反射光は、当該側方灯を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものでないこと。 ⑤ 側方灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等 8-78-2 (1) に掲げる性能を損なわないように取付けられなければならない。 (2) 側方灯の機能を損なう損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。（細目告示第 204 条第 4 項関係）

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
かつ、同一の位置に備えられた側方灯又はこれに準ずる性能を有する側方灯 7-78-4 適用関係の整理 (1) 昭和 50 年 11 月 30 日以前に製作された自動車については、7-78-5（従前規定の適用①）の規定を適用する。（適用関係告示第 35 条第 2 項第 1 号関係） (2) 平成 8 年 1 月 31 日以前に製作された自動車については、7-78-6（従前規定の適用②）の規定を適用する。（適用関係告示第 35 条第 3 項第 1 号関係） (3) 平成 17 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、7-78-7（従前規定の適用③）の規定を適用する。（適用関係告示第 35 条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 3 号、第 4 号、第 3 項第 3 号及び第 4 項関係） 7-78-5 従前規定の適用① 昭和 50 年 11 月 30 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 35 条第 2 項第 1 号関係） 7-78-5-1 装備要件 なし。 7-78-5-2 性能要件 なし。 7-78-5-3 取付要件 なし。 7-78-6 従前規定の適用② 平成 8 年 1 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 35 条第 3 項第 1 号関係） 7-78-6-1 装備要件 7-78-7-1 に同じ。 7-78-6-2 性能要件（視認等による審査） 7-78-7-2 に同じ。 7-78-6-3 取付要件 (1) 側方灯は、7-78-7-2 に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取付けられなければならない。 ① 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備える側方灯は、その照明部の中心の高さが地上 2,000mm 以下となるように取付けられていること。 ② 二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える側方灯は、その照明部の中心が地上 2,000mm 以下となるように取付けられていること。 ③ 前部に備える側方灯の照明部の最前縁は、自動車の前端から当該自動車の長さの 3 分の 1 以内（除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車に備える側方灯でその自動車の構造上自動車の前端から当該自動車の長さの 3 分の 1 以内に取付けることができないものにあつては、取付けることができる自動車の前端に近い位置）となるように取付けられていること。 ④ 後部に備える側方灯の照明部の最後縁は、自動車の後端から 1,000mm 以内（除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車に備える側方灯でその構造上自動車の後端から 1,000mm 以内に取付けることができないものにあつては、取付けることができる自動車の後端に近い位置）となるように取付けられていること。 ⑤ 側方灯は、運転者席において消灯できない構造又は前照灯若しくは前部霧灯のいずれかが点灯している場合に消灯できない構造でなければならない。 ただし、道路交通法第 52 条第 1 項の規定により前照灯を点灯しなければならない場合以外の場合において、前照灯又は前部霧灯を点灯させる場合に側方灯が点灯しない装置を備えることができる。 また、方向指示器又は補助方向指示器と兼用の側方灯は、方向指示器又は補助方向指示器を作動させている場合においては、当該作動中の方向指示器又は補助方向指示器と兼用の側方灯が消灯する構造でなければならない。 ⑥ 方向指示器又は補助方向指示器と兼用の側方灯以外の側方灯は、非常点滅表示灯を作動させている場合においては、当該非常点滅表示灯と同時に点滅する構造とすることができる。 (2) 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたものは、(1) の基準に適合するものとする。 7-78-7 従前規定の適用③ 平成 17 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 35 条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 3 号、第 4 号、第 3 項第 3 号及び第 4 項関係） 7-78-7-1 装備要件 次の①から⑤までに掲げる自動車（専ら乗用の用に供するものを除く。）の両側面には、当該①から⑤までに掲げる部分に側方灯又は側方反射器を備えなければならない。	8-78-4 適用関係の整理 7-78-4 の規定を適用する。

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
① 長さ9m以上の普通自動車 前部、中央部及び後部 ② 長さ6m以上9m未満の普通自動車 前部及び後部 ③ 長さ6m未満の普通自動車である牽引自動車 前部 ④ 長さ6m未満の普通自動車である被牽引自動車 後部 ⑤ ポール・トレーラ 後部	
7-78-7-2 性能要件（視認等による審査）	
(1) 側方灯は、次の基準に適合するものでなければならない。	
① 側方灯は、夜間側方150mの距離から点灯を確認できるものであること。	
② 次に掲げるものであって、その機能が正常であるものは、①の基準に適合するものとする。	
この場合においては、照明部の取扱い、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。	
ア 光源が3W以上30W以下で照明部の大きさ（車両中心線に直角な鉛直面への投影面積とする。ただし、不透明なモール等により仕切られた反射部にあっては、当該モール部に相当する部分の投影面積を除くものとする。）が10cm ² 以上のもの	
イ 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた側方灯	
ウ 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられているもの又はこれに準ずる性能を有するもの	
エ 法第75条の3第1項の規定に基づく装置の指定を受けたもの又はこれに準ずる性能を有するもの	
③ 側方灯の灯光の色は、前部又は中央部に備えるものにあつては橙色、後部に備えるものにあつては橙色又は赤色であり、かつ、後部に備えるものはその全てが同一であること。	
(2) 灯器が損傷し、又はレンズ面が著しく汚損しているものは、(1)の基準に適合しないものとする。	
7-78-7-3 取付要件	
(1) 側方灯は、7-78-7-2に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取付けられなければならない。	
① 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備える側方灯は、その照明部の上縁の高さが地上2,100mm以下となるように取付けられていること。	
② 二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える側方灯は、その照明部の中心が地上2,000mm以下となるように取付けられていること。	
③ 前部に備える側方灯の照明部の最前縁は、自動車の前端から当該自動車の長さの3分の1以内（除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車に備える側方灯でその自動車の構造上自動車の前端から当該自動車の長さの3分の1以内に取付けることができないものにあつては、取付けることができる自動車の前端に近い位置）となるように取付けられていること。	
④ 後部に備える側方灯の照明部の最後縁は、自動車の後端から1,000mm以内（除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車に備える側方灯でその構造上自動車の後端から1,000mm以内に取付けることができないものにあつては、取付けることができる自動車の後端に近い位置）となるように取付けられていること。	
⑤ 側方灯は、運転者席において消灯できない構造又は前照灯若しくは前部霧灯のいずれかが点灯している場合に消灯できない構造でなければならない。	
ただし、道路交通法第52条第1項の規定により前照灯を点灯しなければならない場合以外の場合において、前照灯又は前部霧灯を点灯させる場合に側方灯が点灯しない装置を備えることができる。	
また、方向指示器又は補助方向指示器と兼用の側方灯は、方向指示器又は補助方向指示器を作動させている場合においては、当該作動中の方向指示器又は補助方向指示器と兼用の側方灯が消灯する構造でなければならない。	
⑥ 方向指示器又は補助方向指示器と兼用の側方灯以外の側方灯は、非常点滅表示灯を作動させている場合においては、当該非常点滅表示灯と同時に点滅する構造とすることができる。	
(2) 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたものは、(1)の基準に適合するものとする。	